

○嬉野市男女共同参画を推進する条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等（第 9 条・第 10 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 11 条—第 18 条）

第 4 章 男女共同参画に関する意見及び相談の申出（第 19 条）

第 5 章 嬉野市男女共同参画審議会（第 20 条・第 21 条）

附則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きと連動しつつ進められており、さらに、国においては男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）が平成 11 年 6 月に制定された。

本市においては、平成 18 年 7 月に嬉野市男女共同参画審議会を設置し男女共同参画社会の実現を目指して、基本計画の策定を行い、様々な施策を展開してきた。

しかし、男女の役割を性別によって固定的に捉える役割分担意識が今なお根強く残っており、これらの要因を解消し、男女を問わず一人一人にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが重要である。

このような認識に立ち、男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、嬉野市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するこ

とを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自からの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内において地縁に基づいて形成された団体及び地域社会の維持や形成に資する活動を行う団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語による暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。
- (2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行について改めていくこと。

- (3) 男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野の政策及び方針の立案及び決定の場に参画できるようにすること。
- (4) 男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族構成員としての役割と職場、地域、学校等の社会生活における活動が両立できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を定め、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体、市民及び事業者等との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画社会の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業や活動を行うに当たって、基本理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を有する存在であることから、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画の推進に重要な役割を果たすこと

から、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等

(人権侵害行為の禁止)

第9条 全ての人、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第10条 全ての人、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、嬉野市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者等の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 市長は、毎年、基本計画の実施状況等について点検し、審議会に報告しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、施策を策定及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための取組)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(市民への支援)

第15条 市は、市民が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、市民との協働に努めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が共に家庭生活における活動と仕事、地域生活、個人の自己啓発活動を両立させるため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第16条 市は、事業者に対し、その事業活動において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な支援を行うものとする。

(自治組織等への支援)

第17条 市は、自治組織等に対し、男女共同参画の推進を図るための必要な支援を行うものとする。

(教育に携わる者への支援)

第18条 市は、教育に携わる者に対し、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女平等意識の醸成及び男女共同参画の推進が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

第4章 男女共同参画に関する意見及び相談の申出

(意見及び相談への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から意見の申出を受けた場合には、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認

めるときは、嬉野市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害、行為等に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 嬉野市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、嬉野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 前条第1項に規定する意見に関する事項
 - (3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の推薦を受けた者
 - (2) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (3) 公募による者
- 3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定めている嬉野市男女共同参画基本計画は、第11条の規定により定めた基本計画とみなす。